

ガス導管事業者の収支状況等 の事後評価について

第33回 料金審査専門会合
事務局提出資料

2018年10月25日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

資料の構成

1. 事後評価について
2. 平成29年度託送収支の分析
3. 今後のスケジュール

ガス導管事業の収支状況等の事後評価 (2018年9月27日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

- 電力・ガス取引監視等委員会（2018年9月27日開催）において、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という）の収支状況等の事後評価を行うことが決定された。

1. 趣旨

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の①効率化・託送料金の低廉化と②将来にわたる質の高いガス安定供給の両立を実現するため、各事業者の収支状況や効率化の取組状況等について、公開の場で事後評価を行う。

あわせて、一般ガス導管事業者が実施する内管工事について、各社の効率化の取組状況を評価することにより、その効率化・低廉化を促進する。

2. 進め方

1) 対象事業者

託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者（全143社）

2) 評価内容

- 料金審査専門会合において、主に以下の項目について分析・評価
 - ①託送収支の状況
 - ②効率化に向けた取組状況
 - ③中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況
 - ④内管工事の取組状況
- 各事業者の収支等の分析を通じて制度面での対応の必要性が浮き彫りになった場合には、そのあり方について関連部局と連携しながら検討

対象事業者について

- 全国のガス導管事業者（２２４社）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（１４３社）について、その収支状況等を評価する。

一般ガス導管事業者（１９８）		特定ガス導管事業者（２６）	
事後評価の対象 （１４３社）	託送供給約款あり（１２６）	託送供給約款あり（１４）	
	託送供給約款なし（７２）※１	供給条件の届け出あり（３）	
		上記以外（９）	

※１ 需要家数・契約件数が少なく他社と導管が繋がっていないガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。

※２ 全てのガス導管事業者は、託送供給義務を負う。

(参考) 競争・新規参入の状況 (一般ガス導管事業者)

- 一般ガス導管事業者の中で小売事業者の新規・越境参入があるのは45事業者。

一般ガス導管事業者：全198事業者

託送供給約款あり (126)

新規・越境参入あり (45)

東京ガス	館林ガス	中部ガス	久留米ガス
日本ガス	秦野ガス	東邦ガス	筑紫ガス
栃木ガス	習志野市	大阪ガス	佐賀ガス
佐野ガス	厚木ガス	大津市企業局	鳥栖ガス
東彩ガス	武陽ガス	大和ガス	九州ガス
東部ガス	昭島ガス	河内長野ガス	西部ガス
野田ガス	角栄ガス	伊丹産業	
武州ガス	伊奈都市ガス	桜井ガス	
鷺宮ガス	東日本ガス	大武	
大東ガス	松本ガス	水島ガス	
太田都市ガス	静岡ガス	広島ガス	
北日本ガス	東海ガス	岡山ガス	
小田原ガス	大多喜ガス	高松ガス	

新規・越境参入なし
(81)

託送供給約款なし (72) (新規・越境参入なし) ※1

※1 需要家数・契約件数が少なく他社と導管が繋がっていないガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。

※2 2018年10月1日時点 (新規・越境参入は小売登録ベース、自社導管による供給も含む)

資料の構成

1. 事後評価について
2. 平成29年度託送収支の分析
3. 今後のスケジュール

会計年度（決算時期）の違い等について

- ガス導管事業者の中には、4月～3月以外の会計年度（1月～12月など）を採用している事業者も多い。これらの事業者の平成29年度託送収支には、一部制度改正前の期間における収支が含まれている。
- また、公営事業者のうち3者（東金市、習志野市、白子町）は、議会承認のタイミングとの関係で、まだ収支の公表が行われていない。※1

ガス導管事業者の会計年度

	会計年度	事業者数	備考
①	4月～3月	85	公営事業者のうち3者が託送収支未公表
②	それ以外 （1月～12月など）	58	平成29年度託送収支には制度改正前の期間における収支が一部含まれている



②の事業者については、実績と想定原価との比較などが困難であるため、
数字は参考データとし、精緻な分析は行わない

(参考) 託送収支の作成単位について

- ガス導管事業者の中には、他のガス事業者と合併したなどの経緯により、地域別または特定導管ごとに託送供給約款料金を設定しているガス導管事業者が7社ある。※1
- しかしながら、現行制度上、託送収支計算書等は事業者単位で作成することとされ、地域別に作成されないため、地域ごとの超過利潤額の確認や要因分析を行うことができない。
- これらのケースについて、今後の事後評価のあり方について検討が必要。

※1 東京ガス、東部ガス、旭川ガス、堀川産業、日本ガス、妙高市、中部電力

＜地域別料金の例＞

●東京ガスの託送供給約款(標準託送供給料金第1種)より

東京地区等			群馬地区他			四街道12A地区		
適用区分	定額基本料金	従量料金単価	適用区分	定額基本料金	従量料金単価	適用区分	定額基本料金	従量料金単価
料金表A 0m3 ~ 20m3	345.00	47.88	料金表A 0m3 ~ 24m3	345.00	82.56	料金表A 0m3 ~ 24m3	345.00	73.08
料金表B 21m3 ~ 80m3	395.00	45.38	料金表B 25m3 ~ 500m3	906.10	59.18	料金表B 25m3 ~ 200m3	660.20	57.32
料金表C 80m3 ~ 200m3	801.40	40.30	料金表C 501m3 ~	5,861.10	49.27	料金表C 201m3 ~	2,638.20	47.43
料金表D 201m3 ~ 500m3	1,459.40	37.01						
料金表E 501m3 ~ 800m3	2,329.40	35.27						
料金表F 801m3 ~	6,953.40	29.49						

●東部ガスの託送供給約款(2部料金)より

秋田支社地区			福島支社、茨城支社、茨城南支社地区		
適用区分	定額基本料金	従量料金単価	適用区分	定額基本料金	従量料金単価
料金表A 0m3 ~ 7m3	400.00	73.80	料金表A 0m3 ~ 24m3	620.00	67.20
料金表B 8m3 ~ 24m3	433.00	69.17	料金表B 25m3 ~ 102m3	884.00	56.20
料金表C 25m3 ~ 490m3	888.00	50.19	料金表C 103m3 ~ 501m3	1,149.00	53.60
料金表D 491m3 ~	4,401.00	43.02	料金表D 502m3 ~	5,959.00	44.00

超過利潤の状況①

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較した結果は以下の通り。
- 仙南ガス、下仁田町、魚沼市及び筑後ガス圧送は、超過利潤累積額が、すでに、値下げ命令の発動基準となる「一定水準額」を超過している。
- それ以外にも、一般ガス導管事業者で 9 社、特定ガス導管事業者で 2 社が、一定水準額の 1/3を超える超過利潤累積額が発生している。

超過利潤累積額（29年度末）	一般ガス導管事業者		特定ガス導管事業者	
	事業者数 （3月決算）	【参考】事業者数 （3月決算以外）	事業者数 （3月決算）	【参考】事業者数 （3月決算以外）
一定水準額以上	3 (仙南ガス、下仁田町、魚沼市)	0	1 (筑後ガス圧送)	0
一定水準額の2/3～3/3	4	1	1	0
一定水準額の1/3～2/3	5	4	1	0
0～一定水準額の1/3	29	26	3	0
0以下	27	24	8	3

※ 各社公表資料（2018年10月22日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。
超過利潤累積額は、2017年4月の託送料金改定に伴いリセットされているため、29年度の超過利潤額と同額。

超過利潤の状況②

- 超過利潤が一定水準額を超過した仙南ガス、下仁田町※₁、魚沼市、筑後ガス圧送については、このまま2020年4月1日※₂までに値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長※₃が変更認可申請の命令を行うことが必要。
- これらの事業者については、値下げ届出の方針について確認することとする。

※₁ 下仁田町は、2019年4月1日に、東海ガスにガス事業を譲渡することを公表している。

※₂ 公表した最近の超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに値下げ届出が行われなければ、変更命令が発動されるところ、当該事業年度の開始の日時点において、直近の料金改定の実施日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに値下げ届出が行われれば、変更命令は発動されない。

※₃ 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。(ガス事業法第189条第4項)

＜ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（一般ガス導管事業者関連）＞

第二 処分の基準

（23）法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

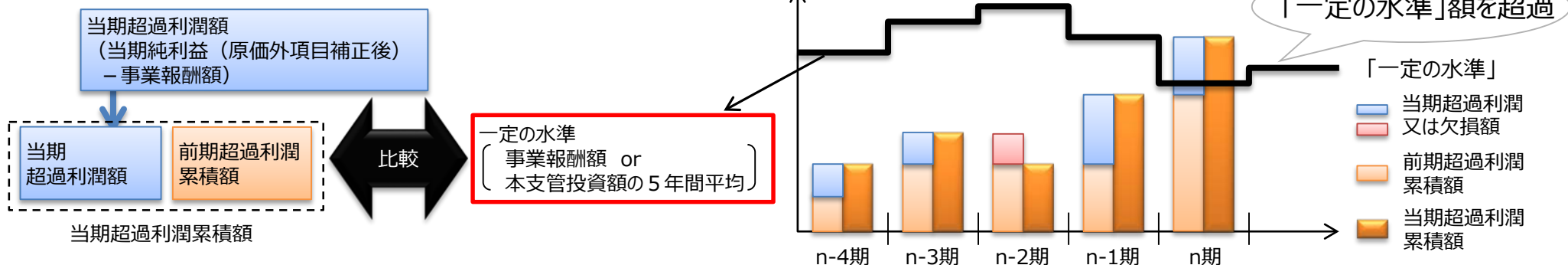
法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

- ① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づき託送供給約款料金の改定（以下この（23）において「料金改定」という。）の届出がなされている場合（当該翌事業年度の開始の日時点において、直近の料金改定の実施日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合。この場合において、直近の料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合を除く。）には、原則として該当しないものとする。なお、上記の判断に当たっては、ガス事業託送供給収支計算規則様式第1に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。

(参考) ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

- 平成29年度託送収支は、原価算定期間の1年目であることから、翌事業年度の開始の日までに料金改定の届出が行われないことをもって、料金変更命令が直ちに発動されることはない。

<ストック管理方式>

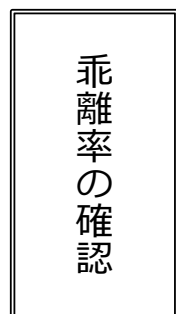


当期超過利潤累積額が、「一定の水準」額を超過した場合、経済産業大臣が託送供給約款の**変更認可申請命令を発動** (※1)

(※1) n年度の当期超過利潤累積額が一定の水準額を超過した場合は、n+2年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。
ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動 (n+1年度にも一定水準を超過した場合を除く)。

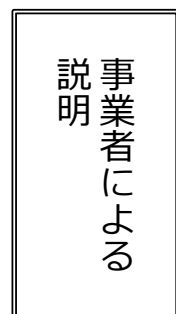
<フロー管理方式>

【STEP 1】



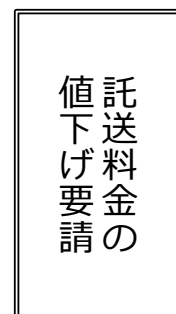
想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはSTEP 2へ

【STEP 2】



現行の託送料金水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP 3へ

【STEP 3】



一定の乖離率 (マイナス5%) を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更認可申請命令を発動 (※2)

変更認可申請
命令の発動

(※2) 原価算定期間 (原則3年) が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。

(参考) ガスの託送収支における「一定水準額」について

- ガス事業託送供給収支計算規則において、「一定水準額」は、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者の実情に応じて、本支管投資額の直近5年平均額又は託送資産の期首期末平均（又は期央残高）に事業報酬率を乗じて得た額のいずれかの額とすると規定されている。

総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会中間とりまとめ（2011年2月）

I 託送供給制度

3. 託送供給約款変更命令発動基準の見直し

（2）変更命令発動基準（トリガー要件）の明確化

（中略）

「一定の水準」については、基本的には、例えば、毎期の託送供給関連設備投資額のうち本支管投資額の過去5年平均の値（以下「託送投資額相当」という。）とすることが考えられる。これにより、託送供給実施者の積極的な設備投資が期待され、輸送導管等インフラ整備の促進（「設備投資インセンティブ」の確保）につながるものと考えられる。

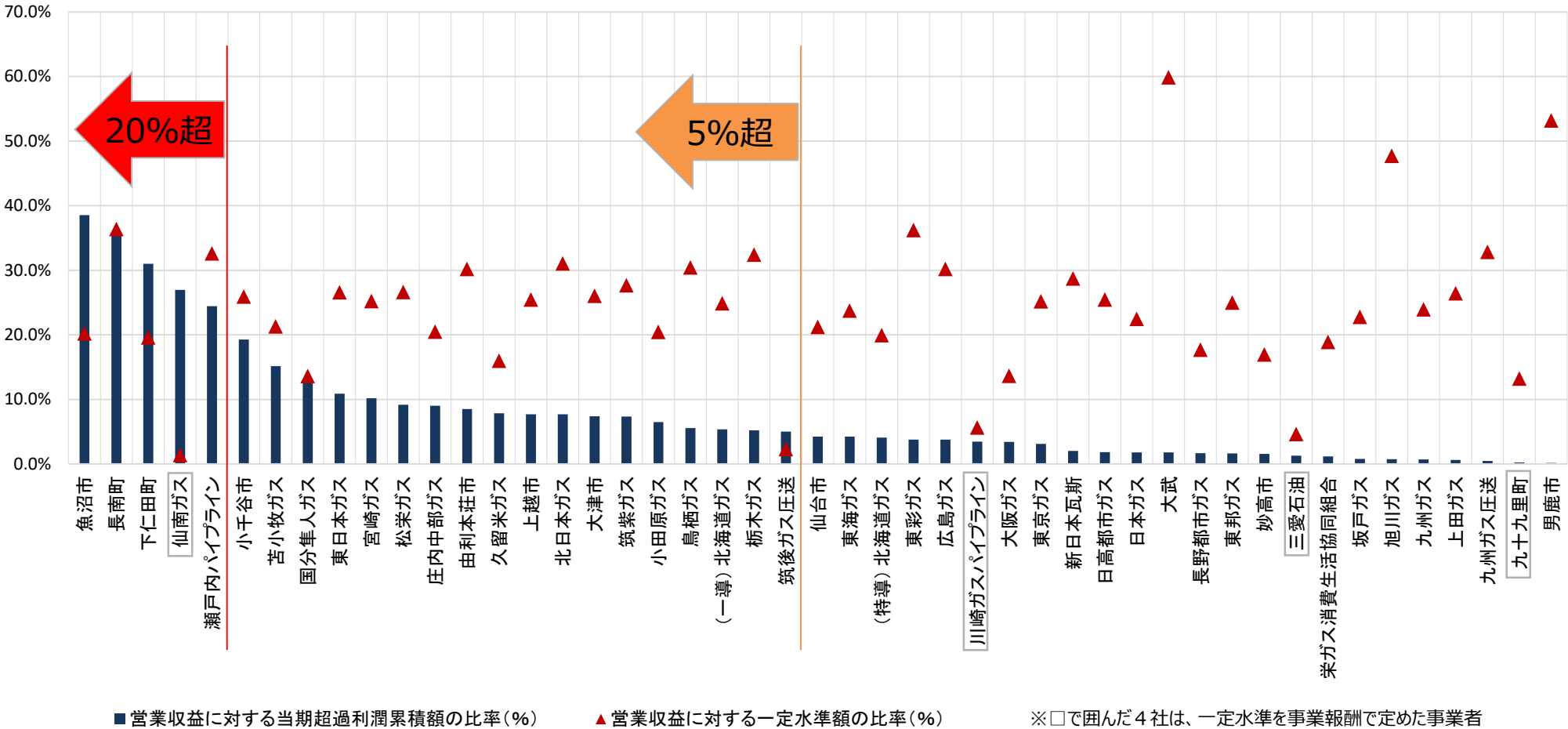
（中略）

なお、「一定の水準」に設備投資インセンティブを求める際には、インフラ整備の促進効果を期待する一方で、過剰な設備投資を招かないよう配慮することが必要であり、託送供給実施者が当面の導管設備投資計画を有していないときにまで「一定の水準」を託送投資額相当とした場合には、当該託送供給実施者は過剰な設備投資を行うことも否定できず、結果として資産の最適利用を阻害することとなる。こうした場合には、例えば、「一定の水準」を事業報酬額相当（例えば、期末の固定資産帳簿価額に事業報酬率を乗じたもの）とすることができるとすることが適当である。

超過利潤の状況③

- 各社の29年度の超過利潤の大きさについて、営業収益（収入）に対する比率でみたところ、5社が20%以上（うち3社は一定水準額を超過）、23社が5%以上であった。

営業収益に対する当期超過利潤及び一定水準額の比率（%）



※ 3月決算事業者のうち、超過利潤が0より上の47事業者のみ

※ 各社公表資料（2018年10月22日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

平成29年度実績と想定原価との比較（収入）

- 収入について、平成 2 9 年度の実績が想定原価（想定収入）を上回った事業者は 4 8 社、下回ったのは 3 0 社であった。
- 想定原価から 2 0 %以上実績収入が上振れした事業者が 3 社あった。主な要因としては、厳冬、想定外の需要獲得等が考えられる。

平成29年度実績収入と想定原価とのずれ（率）

実績収入 > 想定原価	2 0 % 以 上	3社	計48社
	1 0 % ~ 2 0 %	10社	
	5 % ~ 1 0 %	9社	
	0 % ~ 5 %	26社	
実績収入 < 想定原価	▲ 5 % ~ 0 %	21社	計30社
	▲ 1 0 % ~ ▲ 5 %	5社	
	▲ 20% ~ ▲ 10%	3社	
	▲ 2 0 % 以 下	1社	

※ 1 2017年4月から2018年3月までの現行制度に基づく収支を持つ事業者のうち、2018年10月22日現在において託送収支計算書を公表している78社のみ
 ※ 2 各社公表資料（2018年10月22日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。
 ※ 3 ずれ（率）（%）＝（実績費用 / 想定原価 - 1）× 100

平成29年度実績と想定原価との比較（費用全体）

- 費用について、平成29年度の実績が想定原価を上回った事業者は45社、下回ったのは33社であった。
- 想定原価から20%以上実績費用が下振れした事業者が3社あった。主な要因としては、設備投資時期の偏りや後ろ倒し等が考えられる。

平成29年度実績費用（全体）と想定原価とのずれ（率）

実績費用 > 想定原価	20%以上	4社	計45社
	10%～20%	9社	
	5%～10%	10社	
	0%～5%	22社	
実績費用 < 想定原価	▲5%～0%	18社	計33社
	▲10%～▲5%	7社	
	▲20%～▲10%	5社	
	▲20%以下	3社	

※1 2017年4月から2018年3月までの現行制度に基づく収支を持つ事業者のうち、2018年10月22日現在において託送収支計算書を公表している78社のみ

※2 各社公表資料（2018年10月22日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※3 ずれ（率）（%）＝（実績費用／想定原価－1）×100

(参考) 託送料金原価の費用項目について

第15回料金審査専門会合資料
より抜粋(2016年8月25日)

- 事前認可申請に係る託送料金審査においては、本年夏に100者超の一般ガス事業者から一度に事前認可申請がなされることや、平成29年4月に小売全面自由化を遅滞なく施行する必要性に鑑み、全ての費目を個別に査定するのではなく、一部の費目についてはヤードスティック方式を採用。
- 事前認可申請に係る託送料金原価の全体像は以下のとおり。

(注) 営業費等の名称については、今後、算定規則を制定する際に変更することがあり得る。なお、原価算定期間は原則として3年間。

事前認可申請に係る託送料金原価の全体像について

営業費															
労務費	修繕費	電力料	水道料	消耗品費	運賃	旅費交通費	通信費	保険料	賃借料	委託作業費	租税課金	試験研究費	教育費	安全周知費	たな卸減耗費
												固定資産除却費	貸倒償却	雑費	減価償却費
													一般管理費	営業外費用	法人税等
															事業報酬
															控除項目

比較査定の対象費用
個別査定の対象費用

(注) 一般管理費のうち、事業税については個別査定対象費用。



営業費				
需要調査・開拓費	バイオガス調達費	調整力コスト	振替供給コスト	事業者間精算費

平成29年度実績と想定原価との比較（比較査定対象ネットワーク費用）

- 費用のうち、労務費等の比較査定対象ネットワーク費用※¹については、想定原価よりも上振れした事業者の方が多かった。

比較査定対象ネットワーク費用の平成29年度実績と想定原価とのずれ（率）

実績費用 > 想定原価	2 0 % 以 上	16社	計44社
	1 0 % ~ 2 0 %	13社	
	5 % ~ 1 0 %	8社	
	0 % ~ 5 %	7社	
実績費用 < 想定原価	▲ 5 % ~ 0 %	6社	計23社
	▲ 1 0 % ~ ▲ 5 %	5社	
	▲ 2 0 % ~ ▲ 1 0 %	4社	
	▲ 2 0 % 以 下	8社	

※ 1 比較査定対象ネットワーク費用：託送収支計算書営業費用のうち労務費、消耗品費、賃借料、その他経費、一般管理費
※ 2 2017年4月から2018年3月までの現行制度に基づく収支を持つ事業者のうち、2018年10月22日現在において、託送収支計算書を公表している一般ガス導管事業者67社のみ
※ 3 ずれ（率）（％）＝（実績費用／想定原価－1）×100

平成29年度実績と想定原価との比較（個別査定対象ネットワーク費用）

- 費用のうち、設備投資関連費用等の個別査定対象費用※¹については、想定原価よりも下振れした事業者の方が多かった。

個別査定対象ネットワーク費用の平成29年度実績と想定原価とのずれ（率）

実績費用 > 想定原価	2 0 % 以 上	3社	計18社
	1 0 % ~ 2 0 %	3社	
	5 % ~ 1 0 %	7社	
	0 % ~ 5 %	5社	
実績費用 < 想定原価	▲ 5 % ~ 0 %	15社	計49社
	▲ 1 0 % ~ ▲ 5 %	10社	
	▲ 2 0 % ~ ▲ 1 0 %	11社	
	▲ 2 0 % 以 下	13社	

※ 1 個別査定対象費用：託送収支計算書営業費用のうち、修繕費、租税課金、固定資産除却費、需給調整費、バイオガス調達費、需要調査・開拓費、事業者間精算費、減価償却費
※ 2 2017年4月から2018年3月までの現行制度に基づく収支を持つ事業者のうち、2018年10月22日現在において、託送収支計算書を公表している一般ガス導管事業者67社のみ
※ 3 ずれ（率）（%）＝（実績費用 / 想定原価 - 1）× 100

平成29年度実績と想定原価との比較（事業者間精算費）

- 制度改正で新たに導入された事業者間精算費について、想定原価と実績費用の比較※¹を行った。
- 想定原価から20%以上実績費用が下振れした事業者が11社あった。
- 他方、実績費用が想定原価の2倍以上となった事業者が2社あった。

事業者間精算費の平成29年度実績と想定原価とのずれ（率）

実績費用 > 想定原価	100%以上	2社	計28社
	20%～100%	5社	
	10%～20%	5社	
	5%～10%	4社	
	0%～5%	12社	
実績費用 < 想定原価	▲5%～0%	5社	計25社
	▲10%～▲5%	2社	
	▲20%～▲10%	7社	
	▲50%～▲20%	3社	
	▲50%以下	8社	

全体費用への寄与度

実績費用 > 想定原価	20%以上	1社	計28社
	10%～20%	2社	
	5%～10%	3社	
	0%～5%	22社	
実績費用 < 想定原価	▲5%～0%	17社	計25社
	▲10%～▲5%	2社	
	▲20%～▲10%	3社	
	▲20%以下	3社	

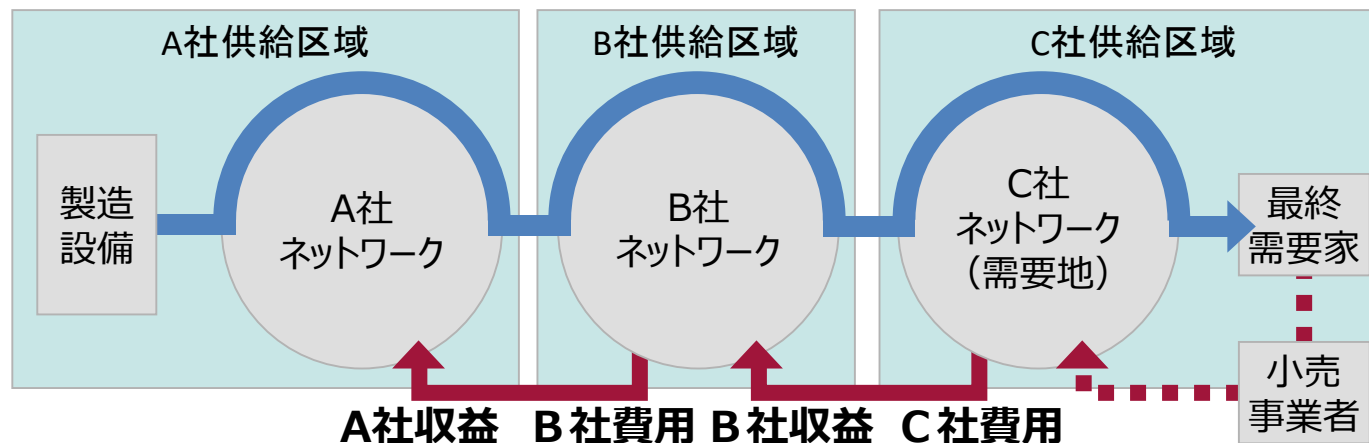
※1 事業者間精算費用を託送料金原価に計上した3月決算事業者のうち、2018年10月22日現在において、託送収支計算書を公表している53社のみ
※2 ずれ（率）（%）＝（実績費用／想定原価－1）×100
※3 寄与度＝（実績費用－想定原価）／総実績費用×100

(参考) 事業者間精算の概要

第17回料金審査専門会合資料
より抜粋(2016年9月29日)

- 事業者間精算とは、最終需要家へのガス到達までに2事業者以上の導管を通過する場合に、ガス導管事業者間で連結託送供給に係る費用を精算する仕組みである

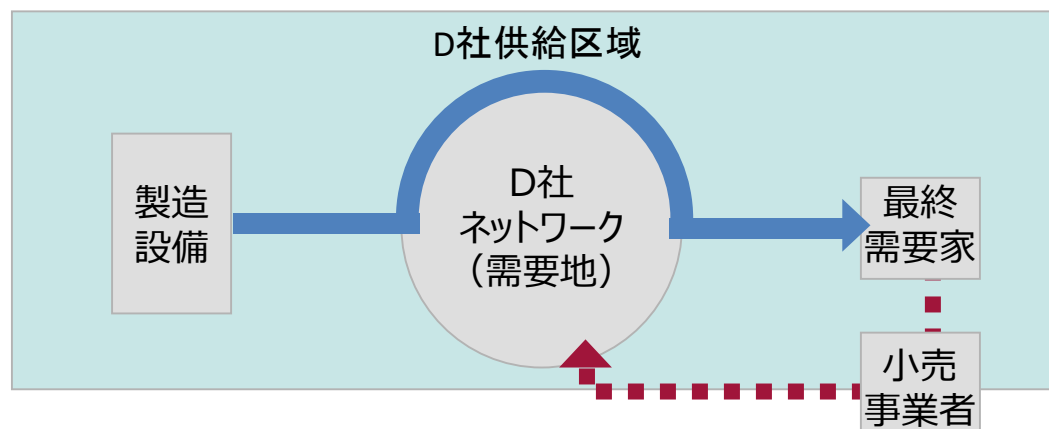
< 2事業者以上の導管を通過する場合 >



- A社－B社間、
B社－C社間で、
それぞれ事業者間
精算が行われる

(参考)

< 1事業者のみの導管を通過する場合 >



- ➡ ガスの流れ
- ➡ 連結託送に係る金銭の流れ
(事業者間精算)
- ⋯ 小売託送に係る金銭の流れ

平成29年度実績と想定原価との比較（需要調査・開拓費）

- 制度改正で新たに導入された需要調査・開拓費について、想定と実績費用の比較※¹を行った。
- 原価を計上した全8社のうち、7社について想定原価から実績費用が下振れした。

需要調査・開拓費の平成29年度実績と想定原価とのずれ（率）・全体費用への寄与度

	想定原価と実績費用 のずれ（率）	全体費用への寄与度
水島ガス	43.7%	0.4%
東邦ガス	▲32.2%	▲0.3%
北海道ガス	▲42.2%	▲1.4%
東京ガス	▲52.9%	▲0.5%
大阪ガス	▲60.0%	▲0.7%
鷺宮ガス	▲97.4%	▲1.5%
国際石油開発帝石	▲100.0%	▲0.9%
三愛石油	▲100.0%	▲0.0%

※1 需要調査・開拓費を託送料金原価に計上した3月決算事業者のうち、2018年10月22日現在において、託送収支計算書を公表している8社のみ

※2 ずれ（率）（%）＝（実績費用／想定原価－1）×100

※3 寄与度＝（実績費用－想定原価）／総実績費用×100

(参考) 需要調査・開拓費の概要

- 需要調査とは、造成地や都市計画に係る情報の収集や、他燃料の使用状況のヒアリング等による潜在需要の調査などである。
- 需要開拓とは、他燃料を使用する需要家に対して都市ガス化の提案を行うことや、実地調査により、ガス設備の導入可能性の検討などを行うことである。
- 一般ガス導管事業者が、都市ガス導管網が未だ整備されていない地域における都市ガス導管網の整備促進に資する宅地・工業団地等の開発計画やこれに資する工場等の燃料転換の可能性に関して行う需要調査・需要開拓に係る費用については、ガス小売事業者間の公平性を確保しつつ、その妥当性を国が厳格に審査するという前提の下、託送料金原価に算入することを認める。

今後の評価の進め方（案）①託送収支の状況

- 大きな超過利潤が発生している事業者（例えば、営業収益の5%以上発生している事業者）について、より詳細にその要因や今後の見通しを分析・評価する。
 - 大きな超過利潤が生じた主な要因や今後の見通しについて分析。
 - 今後も大きな超過利潤が継続する蓋然性が高い事業者については、今後の対応方針を聴取。
- 事業者間精算費など、想定原価と実績費用に大きなずれが生じている費用項目について、より詳細に分析する。

（参考：2018年9月27日 電力・ガス取引監視等委員会決定）

- 各事業者の託送収支について、公表された収支に加え、各社から情報を収集して実情を把握し、分析する。
- 対象事業者の中には、需要増などの要因により大きな超過利潤が発生している事業者がある。これらの事業者について、その要因を分析するとともに、今後も大きな超過利潤が継続すると見込まれる場合には、今後の方針について説明を求める。

今後の評価の進め方（案）②効率化に向けた取組状況

- 先進的な取組を行っていると思われる大手３社（東京ガス・大阪ガス・東邦ガス）にヒアリングを行い、各社の経営効率化に向けた取組のうち、特に効果の大きいものや先進的な取組について、以下を聴取する。

（ヒアリング内容の例）

- 取組の具体的な内容
 - 実施のための体制
 - これまでの実績、費用削減効果 等
- 聴取した内容を踏まえ、各取組の内容や効果等について分析・評価し、先進的な取組等の横展開を促進する。

（注）なお、大手３社のヒアリングにおいては、①託送収支の状況、③安定供給の取組状況、④内管工事の取組状況についてもあわせて聴取する。

（参考：2018年9月27日 電力・ガス取引監視等委員会決定）

- 先進的な取組を行っていると思われる大手３社（東京ガス・大阪ガス・東邦ガス）について、その経営効率化に向けた取組状況等を料金審査専門会合において聴取する。
- これにより、先進的な取組等に関する情報の共有を図り、ガス導管事業全体の効率化に向けた取組を後押しする。

今後の評価の進め方(案)③中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況

安定供給・保安等の取組状況について

- 高経年化対策等の設備投資や修繕など、各社の安定供給・保安等の取組状況について、分析・評価する。

ガス利用拡大について

- 各社の導管延伸・区域拡張やエリア内の需要家件数（メーター件数）等の状況について分析・評価する。

(参考：2018年9月27日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

- 各社の安定供給・保安等の取組状況や導管延伸に向けた取組状況を把握・評価する。

今後の評価の進め方（案）④内管工事の取組状況

- 一般ガス導管事業者による内管工事について、以下の項目を中心に、分析・評価する。
 - 内管工事見積単価表（項目・内容の比較、近年の見直しの有無 等）
 - 内管工事に係る効率化の取組（調達・発注の工夫 等）
 - 内管工事に係る収支の状況
- 効率化・工事費低廉化に向けた先進的な取組の横展開を促進すべく、各社の取組を把握して内容を整理する。

（参考：2018年9月27日 電力・ガス取引監視等委員会決定）

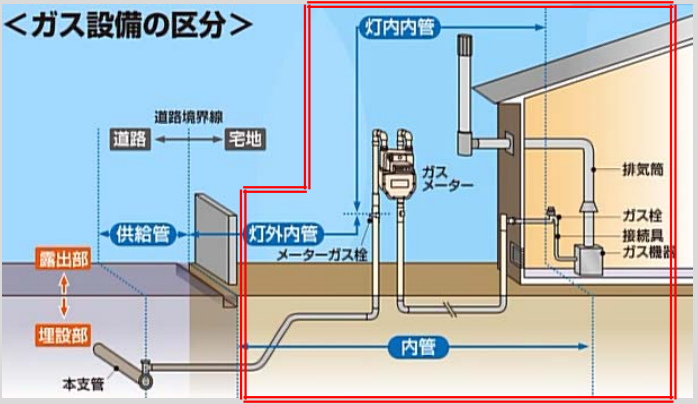
- 一般ガス導管事業者が実施する内管工事について、各社の取組状況を評価することにより、効率化・低廉化を促進する。

(参考)ガス導管事業者による内管工事について

規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ
経済産業省説明資料より抜粋(2018年4月13日)

- ガス工作物の技術基準適合義務を負う一般ガス導管事業者が、ガス主任技術者（国家資格）を中心とした責任体制のもと、内管工事を施工している。
- 一般ガス導管事業者は、一般的に、内管工事の保安・品質の確保のため、内管工事（実作業）を適正に施工する体制・能力を有する工事会社に委託（発注）している。
- 都市ガスは、ネットワーク全体に影響（防食措置・圧力損失計算）を考慮した施工が必要であり、また、大規模工事、活管工事（ガス止めずに行う）作業、溶接接合などの専門的な技能が求められる。

現場作業

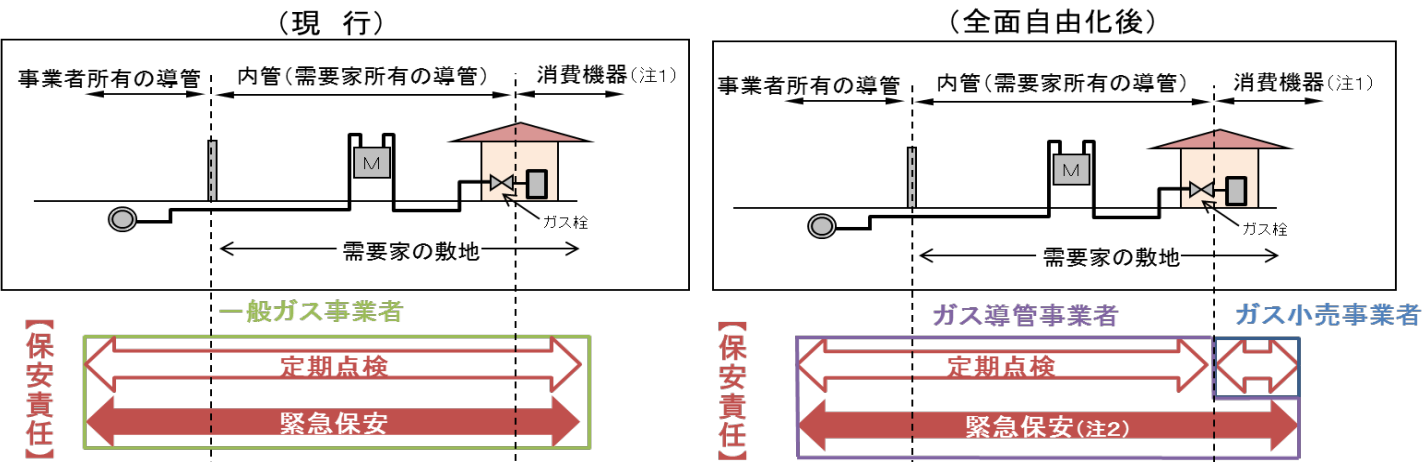


	内容
作業対象	・需要家資産のガス工作物(内管)
委託先	・内管工事の施工(実作業)を適正に施工する体制・能力を有する工事会社
法令	・ガス事業法 第61条 ガス工作物の維持等
スキル	・一定期間の作業経験を経て資格取得可能となる ・施工範囲に合わせて取得資格のレベルも上がる（ねじ工事、活管工事、溶接工事など） ・施工不備防止のため各社検査を実施
資格	・「内管工事資格制度」(業界資格:運営JGA)

(参考)改正ガス事業法における保安規制

規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ
経済産業省説明資料より抜粋(2018年4月13日)

- ガス導管事業者は、ネットワークを維持する保安確保の要。この分野は自由化せず、総括原価方式を維持し、保安に必要な十分な投資を確保。引き続き技術基準適合維持義務等の保安規制を維持。
- 2. 需要家保安については、安定的に保安を確保する観点から、需要家敷地内に敷設された需要家所有のガス工作物（敷地内に引き込まれた内管からガス栓まで）の点検・緊急保安は、従来の都市ガス事業者などのガス導管事業者に一括して義務付け。



(注1)ガス用品については、別途製造・輸入事業者に対する規制あり。
(注2)ガス小売事業者も、需要家との連絡窓口になるなど、連携・協力する。

小売全面自由化後の保安義務と責任主体

保安義務	責任主体
緊急時対応	ガス導管事業者 (※1)
内管の漏えい検査	ガス導管事業者 (※1)
消費機器の調査・危険発生防止周知	ガス小売事業者 (※2)

(※1)ガス小売事業者が自ら導管網を維持・運用する場合には、緊急時対応・内管漏えい検査ともに、ガス小売事業者が担うこととなる。
(※2)一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合には、消費機器の調査・周知は一般ガス導管事業者が行うこととなる。

(参考) 内管工事に係る議論の経緯について

規制改革推進に関する第3次答申 ～ 来るべき新時代へ ～

(2018年6月4日規制改革推進会議決定)

⑤ ガス小売市場における競争促進（内管保安・工事における競争環境の整備）

【平成30年度検討開始、平成31年度結論・措置】

ガスシステム改革において、需要家の敷地内の導管（内管）の定期点検・緊急保安については、保安を安定的に維持するために、一般ガス導管事業者に保安責任を課すこととされた。一般ガス導管事業者から検査会社等に委託される場合も少なくないが、その場合、事業者間での競争メカニズムは働いておらず、託送料金の一部であるにもかかわらず、効率化が進んでいない。

また、ガス事業法上、ガス工作物の施設の変更にはガス事業者の承諾が必要とされており、一般ガス導管事業者が内管のガス工事を行う工事店を承認する仕組みが設けられている。内管工事の工事金額や使用材料などは一般ガス導管事業者により指定されるため、指定工事店の間で価格差が生じず、競争メカニズムが働いていない。

したがって、内管保安・工事について、それぞれ託送料金の一部、託送料金に準ずるものとして厳格に査定等を行う。また、競争メカニズムを導入するため、保安水準を確保しつつ、一般ガス導管事業者から委託する際の要件の透明化などを検討し、必要な措置を講ずる。

資料の構成

- 1． 事後評価について
- 2． 平成29年度託送収支の分析
- 3． 今後のスケジュール

今後のスケジュール（ガス導管事業者の収支状況等の事後評価）

- 1 2月以降、全4回程度議論し、年度内をめどに評価結果をとりまとめるとともに、先進的な取組の横展開や制度面での対応の必要性等について議論・整理する。

		時期	内容
2018年度 (平成30年度)		10/25 【本日】	本年度の事後評価の進め方について議論
	12月～3月		①託送収支の状況、②効率化に向けた取組状況、③中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況、④内管工事の取組状況について分析・評価 先進的な取組の横展開や制度面での対応の必要性等について議論・整理
		3月	とりまとめ